



発行 東京都

目次

規則

○東京都契約事務規則の一部を改正する規則……………（財務局経理部総務課）…

○東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…

告示

○建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…

告示（選）

○漁業法による選挙権を有する者の総数の三分の一の数……………

公告

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

規則

東京都契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年一月十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三号

東京都契約事務規則の一部を改正する規則

東京都契約事務規則（昭和三十九年東京都規則第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「または」を「又は」に改め、「製造」の下に「その他について」を、

「の契約」の下に「（以下「請負契約」という。）」を加える。

第十五条第一項中「工事又は製造の請負の」を「請負」に改める。

第十六条及び第十七条第一項中「工事または製造の請負の」を「請負」に改める。

第十八条第一項中「工事又は製造の請負の」を「請負」に、「当該工事又は製造」を「当該請負」に改める。

第三十八条第一号中「、製造等」を「又は製造その他」に改める。

第四十四条の二第二項中「工事若しくは製造その他についての」及び「工事又は製造その他についての」を削る。

第四十七条第一項中「工事、製造その他についての」及び「（以下「請負契約」という。）」を削る。

第五十条第一項中「工事又は製造」を「当該請負」に改める。

第五十六条第三項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 契約手続において使用する言語及び通貨に関する事項

別記第四号様式の四中「又は製造の請負及び物品の買入れ又は印刷の請負」を、「製造及び印刷の請負並びに物品の買入れ」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都契約事務規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都契約事務規則別記第四号様式の四による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年一月十六日

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

●東京都規則第四号

東京都知事 小池百合子

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都契約事務の委任等に関する規則(昭和三十九年東京都規則第三百十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第六号中「許諾等に関する契約」の下に、「同規則第七条第一項第一号及び第三号から第六号までの規定により管理する普通財産の貸付けに関する契約」を加え、「(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第四項に規定する選定事業(以下「選定事業」という。))に関する契約を除く。」を削り、同項第十二号中「並びに土地の信託」を、「土地の信託並びに民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。))第二十二條第一項に定める公共施設等運営権実施契約(以下「運営権実施契約」という。))」に改める。

第十六条第一項中「請負契約」を「請負の契約(以下「請負契約」という。))」に、「行う工事若しくは製造」を「行う当該請負」に、「工事、製造等」を「当該請負」に改める。

第十七条第二項中「工事若しくは製造その他についての」を削る。

第二十一条第一項中「選定事業に関する」を「民間資金法第五条第二項第五号に定める事業契約及び運営権実施」に改める。

第二十五条第一項中「製造」の下に「その他について」を加える。

第二十八条及び第三十一条の二第一項中「工事若しくは製造その他についての」を削る。

第三十二条中「工事若しくは製造その他についての」を削り、「工事若しくは製造の」を「当該請負の」に改める。

第三十三条第一項各号別記以外の部分中「製造」の下に「その他についての請負」を加え、同項第一号中「工事若しくは製造その他についての」を削る。

第三十九条第一項中「工事若しくは製造その他についての」を削る。

第四十二条第一項及び第三項中「工事若しくは製造の請負」を「請負契約」に改める。

第四十四条中「について」の下に「財務局長が別に定めるところにより」を加え、「別記第十一号様式又は当該様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録により」を削る。

別記第四号様式の五、別記第四号様式の六及び別記第五号様式中

文書番号
(契約番号)

に改める。

別記第八号様式及び別記第九号様式中

書号
文番

を

書番号
(契約番号)

に改める。

文書番号

を

別記第十一号様式を次のように改める。
別記第十一号様式 削除

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都契約事務の委任等に関する規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの

誘引による契約について適用し、施行日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都契約事務の委任等に関する規則別記第四号様式の五、別記第四号様式の六、別記第五号様式、別記第八号様式及び別記第九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十一年一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

新宿区市谷加賀町一丁目三番一、同 平成三十年十二月九、十二番一、十四番一、同番九 月二十八日
から同番十一まで、十五番及び納戸
町四十番六の各一部、同番十二、四
十一番二の一部、四十三番四並びに
市谷鷹匠町七番三及び八番一から同
番三までの各一部、九番四から同番
六まで並びに十番三及び市谷左内町
二十九番一の各一部、同番十九並び
に同番二十及び同番二十五の各一部、
同番二十六、同番二十八の一部、同
番二十九、同番三十二、同番三十三
の一部、同番三十四、三十一番三十

の一部、同番三十一並びに同番三十
五、同番四十九及び同番五十の各一
部、同番五十五、同番六十並びに同
番六十一、同番六十二、市谷長延寺
町一番一及び同番三の各一部、二番
二、三番二の一部、同番三、四番一、
同番四、五番一並びに十一番の一部
二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁
第二本庁舎三階中央）

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定による東京海区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成三十一年一月十六日

東京都選挙管理委員会

五一一

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年一月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
小平市回田町五十八番七十五
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
許可を受けた者の
住所及び氏名
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠
三鷹市下連雀六丁目五百九十二番四十七及び五百九十三番一から同番三まで
武蔵野市吉祥寺本町一丁目三十一番十一号
アグレ都市デザイン株式会社
代表取締役 大林 竜一

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001